

第17回春日井民商まつり開催迫る！

11月16日(日)はみんなそろって春見公園へ

春日井民商だより

春日井市こぶき町一八三
☎八一一一四八二
FAX 八一一九七五六



今年も出演します《春日が丘高等学校和太鼓同好会》

十一月十六日(日)に開催する第17回春日井民商まつりが目前に迫ってきました。これまで5回の実行委員会を重ね企画の練り上げや準備をすすめてきました。

メインステージにはバンブーダンス初登場

メインステージは春日井西高の吹奏楽をはじめ大道芸のバルーンパフォーマー哲さんなどおなじみの出演者に加え、バンブーダンスグループの《クルトゥラ・フィリピーノ》、大道芸の《カズ兄》が初登場します。

支部模擬店等も盛りだくさん

毎年好評の支部模擬店も東支部のみならず団子、南支部の焼きそば。新たに西支部は中華まんやおで

ん、北支部はフィリピン春巻きを出店します。婦人部は五目ご飯・いなり寿司・豚汁です。

会員の出店はハンドマッサージや日本人形、拉麺昭吉さんの唐揚げも出ます。

春日井法律事務所は無料法律相談を開設

春日井法律事務所は今年も無料法律相談のコーナーを設けます。昨年好評だった「ルービックキューブ教室」も行います。

毎年、大盛況のビンゴ大会は！

今年も『選べる和牛ギフト』『新米5キロ』『ギフトカード』など多数の景品を用意しています。

十一月十六日は皆そろって民商まつりにお越し下さい。

前日・当日の準備にもご協力お願いします

まつり前日には会場設営、当日は準備・撤収に多くの人手が必要です。短時間でも協力いただける方は事務所まで連絡ください。

《前日》十一月十五日(土)は13時半集合

《当日》十一月十六日(日)は午前7時集合です

十月二十七日(月)に税務署交渉を実施

10月27日(月)、9月16日に小牧税務署長宛に提出した、尾北・小牧・春日井3民商会長連名の「国民本位の税制と民主的で公平な税務行政を求める要請書」について回答がありました。

「要請書」の回答は石川総務課長からあり、尾北・小牧の事務局長と春日井からは会長と事務局長の4名が参加。税務署側は課長補佐が同席しました。

「要請書」要請項目は31項あり、それぞれに回答がありました。

○税理士法改定で「税務相談停止命令」が、盛り込まれたが、政府答弁のように「脱税指南等の防止」がその目的とするなら、従来の法律で対応が可能と思われるので削除すること。少なくとも民主商工会などが行う「納税者同士で一般的な知識を学び合う事」を除外するよう明文化すること《回答》納税者同士で説例などを使って教え合うのは税務相談にはあたらぬと思うが、SNS等を使用して脱税相談が多くなっていることもあるため一概には言えない。

○納税者の求めがある場合は従来どおり收受日付印の押印を行うこと。《回答》インターネット利用が増えている。デジタル社会推進・オンライン電子化が活用されつつあるので、收受印は押せないが税務署窓口に来ていただければ、納税証明は取得できるのでそこを活用してほしい。

○更正の期間が5年になったことを根拠として税務調査期間を単純に5年としないこと。《回答》法令に定められた期間で調査等を実施している。

○収支内訳書の提出の督促をしない《回答》収支内訳書の添付が無くなることはない。だが、提出しないからと言っても、行政的指導的な事はさせていたなど、のやり取りが行われました。

申告書等が送付されなくなってきたので「申告書が必要なのに来ないという方は、税務署まで連絡してください」という対応は、来年から届くように正しますとの回答がありました。

税務署から《扶養控除等の見直し》という書類が届いています

表記のような書類が届いている人は、自治体に送られた源泉徴収票等で配偶者や扶養親族が所得超過となつて扶養等から外れる場合に、そのデータが税務署に送られて「見直し」を求める書類が送付されるものです。配偶者や扶養親族の「源泉徴収票」などを確認してください。不明な点は事務所までお尋ねください。